

議案第 26 号

社会教育関係事業の取扱いについて

社会教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 5 月 31 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。
- 2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。

協定項目	社会教育関係事業の取扱い			所管専門部会名	教育専門部会
調整の方向性	1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。 2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度					
項 目	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
(1)社会教育団体					
子ども会連合会	宇都宮市子ども会連合会	上三川町子ども会連合会	上河内町子ども会連絡協議会	河内町子ども会連合会	
P T A 連合会	宇都宮市P T A連合会	上三川町立小中学校P T A	上河内町P T A連絡協議会	河内町P T A連絡協議会	
女性団体	宇都宮市地域婦人会連絡協議会	上三川町女性団体連絡協議会	上河内町女性団体連絡協議会	河内町女性団体連絡協議会	
青少年団体		上三川町青年団	上河内町青少年育成町民会議	河内町青少年育成町民会議	
自治公民館組織		上三川町自治会公民館連絡協議会	上河内町自治会公民館連絡協議会	河内町自治会公民館連絡協議会	
(2)文化スポーツ団体					
文化協会	宇都宮市文化協会	上三川町文化協会	上河内町文化協会	河内町文化協会	
体育協会	宇都宮市体育協会	上三川町体育協会	上河内町体育協会	河内町体育協会	
芸術文化団体派遣支援	芸術文化団体派遣支援補助				
スポーツ大会開催支援	スポーツ大会開催補助金				
スポーツ大会派遣支援	スポーツ大会派遣補助金	スポーツ大会派遣補助金	スポーツ大会派遣補助金	スポーツ大会派遣補助金	上河内町は体育協会から支出

2 社会教育及び文化スポーツのイベント等

項 目	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
(1)生涯学習・社会教育	・成人式	・成人式	・成人式	・成人式	
	・市民大学	・公民館大学	・町民大学	・町民大学	
	・生涯学習センター文化祭	・公民館フェスティバル	・生涯学習フェスティバル	・公民館まつり	
	・子どもフェスタ				
(2)文化スポーツ	・市民芸術祭	・文化祭	・文化祭	・文化祭 ・ふれあいカラオケ・舞踊	
	・ジュニア芸術祭	・小中学校児童生徒作品展			
	・百人一首市民大会				
	・歩け歩け大会				
	・市民体育大会	・町民体育祭大運動会	・町民体育祭	・町民体育祭	
	・マラソン大会	・しらさぎマラソン大会	・町民スポーツ大会	・町民マラソン大会	
		・しらさぎ駅伝競走大会		・町民駅伝競走大会	
	・ジャパンカップサイクルロードレース				
	・ニューススポーツの集い	・ニューススポーツ大会	・ニューススポーツ大会	・チャレンジニューススポーツ教室	
	・ジャズのまちづくり			・ふれあいサマーコンサート	

社会教育関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 廿日市市の例（平成 15 年 3 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 1 村）

- 1 佐伯町及び吉和村の教育施設については，引き続き，現行のとおり管理及び運営を行う。
- 2 学校教育関係事業の取扱いについて
 - (1) 小・中学校の通学区域は，現行どおりとする。
 - (2) 学校給食については，それぞれの施設を継続使用し，現行のとおり実施する。
- 3 3 市町村で実施している生涯学習関連事業については，それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合，再編などの調整を行い，生涯学習の推進やスポーツの振興に努めるものとする。
- 4 佐伯町及び吉和村の指定文化財については，原則として，廿日市市に引き継ぐものとする。

イ 呉市の例（平成 16 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，下蒲刈町地域の学校教育，社会教育，文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。
- 2 下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された三之瀬地区の歴史文化施設群については，呉市が引き継ぎ，適切な管理運営に努めるものとする。
- 3 学校教育施設，文化・スポーツ施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努める。

ウ 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

- 1 各種スポーツ教室の取扱いについては，前橋市の制度に統一するものとする。
ただし，大胡町，宮城村及び粕川村で独自に実施している教室等については，地域の実情，実績等を考慮し調整するものとする。
- 2 公民館事業の取扱いについては，前橋市の制度に統一するものとする。
ただし，大胡町，宮城村及び粕川村で独自に実施している事業等については，地域の実情，実績等を考慮し調整するものとする。

3 青少年海外派遣事業については、これまでの実績等を踏まえ、当分の間、現在の制度を継続し、その後、新たな制度により実施するものとする。

4 図書館の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。

エ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

社会教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成 17 年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。